

第100回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成31年3月28日（木）9:55～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【調査実施者】

厚生労働省：森川政策統括官付参事官、古館外国人雇用対策課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。定刻より少し早いですが、ただ今から第100回人口・社会統計部会を開催いたします。充実した議論を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます、東京大学の白波瀬です。よろしくお願いいたします。

本日は、3月18日に開催されました第134回統計委員会において、総務大臣から諮問された賃金構造基本統計調査の変更について審議を行います。

部会の構成については、資料4-1として、名簿をお配りしているとおり、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃる嶋崎委員、永瀬委員に加えまして、専門委員として、東京大学大学院の川口教授に御参加いただいております。

それでは、川口専門委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○川口専門委員 東京大学の川口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

川口専門委員には専門的な見地から積極的に御発言いただければと考えておりますので、

よろしくお願ひいたします。

また、オブザーバーといたしまして、東京都及び大阪府の方にも御出席をお願いしましたが、年度末ということもあって、参加いただけませんでした。この点、御了承をお願いします。

それでは、本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして統計委員会諮問資料、資料2として諮問資料の参考、それから、審議関連資料としまして、資料3-1として審査メモ、資料3-2として審査メモで示された各論点に対する調査実施者の回答、その他、資料4-1として構成員名簿、資料4-2として部会の開催日程をお配りしております。ここまでの資料につきましては、不足がございましたらお申し出ください。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は審議の進め方です。審議は基本的に資料3-1の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点について説明していただき、各論点について調査実施者の回答後、質疑を行うというやり方で進めたいと考えております。

その一方で、今回の賃金構造基本統計調査においては、後ほど詳しく紹介する予定ですが、諮問時の第134回統計委員会におきまして、「人口・社会統計部会においては、丁寧な審議をお願いしたい。第Ⅲ期基本計画において、2020年度調査の企画時期までに調査方法を見直すなどの課題が設定されている中、今回の諮問は2019年度調査における経過措置的な変更と位置付けられる。統計技術的観点から、将来的な本調査の在り方についても審議してほしい」と、西村委員長から御発言ありました。

併せて、委員長からは、再発防止を含めた今後の対応について、全府省的な取組が必要であり、点検検証部会で丁寧に判断していただきたい旨の発言がなされています。このため、当部会としては、今回の変更計画の内容について、現在の調査の実態ありきではなく、統計技術的な観点から見て適切かどうか、丁寧に審議したいと思います。

具体的には、審査メモ12ページの「2 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について」から審議いたしまして、将来的な本調査の在り方や、これまでの状況等について共通認識を得た上で、今回の変更内容の審議を行いたいと思っております。

2点目につきましては、資料4-2でお示ししております、審議スケジュールについてです。本件に係る部会審議については、本日と4月8日の計2回を予定しておりますが、先ほど申し上げたように、丁寧な審議を進める過程で、審議時間の延長等が必要となる場合もあると思いますので、その点、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

部会審議が一通り終了し、答申案の整理の方向性について合意が得られた場合には、最終的な答申案について、後日、電子メール等により、皆様方にお示しし、書面決議を活用して、部会審議の効率化を図りたいと考えております。

最後に、本日の部会は12時までを予定しておりますが、これまで申し上げたような状況から、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思えます。そのような場合、御予定がある方は、御退席いただいて結構です。

このような進め方でよろしいでしょうか。確認ですが、あくまでもこの部会では、答申案の審議とさせていただきたい。要するに、結論が先にありきという話ではなくて、丁寧に審議したいのですが、あくまでも本部会は答申案を統計委員会に報告するという立場です。最終的な決定は統計委員会での議論ということになります。御忌憚のない御発言、どうかよろしく願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。諮問の概要につきましては、既に事務局から統計委員会の場で、又は個別に説明していただいておりますので、効率的な部会運営を図るために、説明は割愛させていただきます。このため、まず始めに、3月18日開催の統計委員会における本調査の諮問の際、委員から本調査に対する御意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 内容について、紹介させていただきます。

まず、川崎委員から、統計委員会の諮問資料では、再発防止の実効性に確認が持てない。厚生労働省に対し、統計作成プロセスに関する情報を適時適切に公開すること、また、厚生労働省の内部だけでなく、第三者の関与を得た開かれた取組を行うことを求めたいという御意見がありました。

続きまして、宮川委員からは、統計委員会の諮問資料では、再発防止策が書かれていない。統計に関する内部のチェック体制や広報体制を含めた再発防止策を立てるべきであるといった御意見がありました。

西村委員長からの御意見につきましては、先ほど部会長から御紹介がありましたので、紹介は割愛させていただきます。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の統計委員会における御意見については、冒頭申し上げましたように、まず丁寧に審議を行う中で、可能な限り対応したいと思います。ただ、統計委員会における意見の内容は、繰り返しですけれども、点検検証部会と重なっている部分もございます。ですから、その点につきましては、少し区別をしながら、調査計画の変更を中心に検討して参りたいと考えております。

また、毎月勤労統計調査を含めた再発防止、この度の問題が生じた対応につきましては、全府省的な取組が必要ですので、本部会での審議結果を統計委員会に報告することによりまして、基本的には、答申について議論するという役割は果たすということになりますので、御協力をお願いいたします。誤解していただいている訳ではございませんので、あくまでも政府統計としての統計の質の担保を目指して、より高い質と情報公開をモットーに審議を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

詳細な議論につきましては、個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、今、ここで確認しておきたい点がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、資料3-1の審査メモに沿って、個別の審議に入ります。

今申し上げたように、大きな傘の部分から入りますので、まず、審査メモ12ページの第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について、事務局から論点の説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモの最後のページになりますが、第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について説明いたします。

第Ⅲ期基本計画では、本調査に関して、3つの課題が指摘されております。1つ目の課題としては、他の賃金統計との賃金水準を比較することにより、本統計の特徴が明らかになり、統計利用者の本統計への理解が深まるとともに、利用上の注意点も明確になることなどから、毎月勤労統計調査との比較に関する技術的な検討結果を踏まえた試算及び非回答事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に情報提供を行うように指摘したものです。

次に、2つ目の課題ですが、本調査の個人票データは、他の統計調査では得られない詳細な賃金等の個別データを保有しております。各種の研究・分析における有用性が極めて高いこと、また、調査対象事業所内で労働者のリサンプリング等を行えば、実質的に世帯調査と同等のデータとなることも考えられることから、本調査の匿名データの提供については、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性がある個人票の提供を優先的に検討するよう指摘したものです。

最後に、3つ目の課題につきましては、調査の効率化の観点からの郵送調査やオンライン調査、本社一括調査の導入などの調査方法の見直し及び当該見直し等に伴う公表の更なる早期化を図るとというのが1点目です。2点目として、現在7割台で推移している事業所票の更なる回収率向上策の実施、3点目として、日本標準職業分類との整合性等を踏まえた調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化。4点目として、回収率を考慮した労働者数の推計方法への変更、5点目として、オンライン調査の導入に合わせ、調査対象事業所内の全労働者を対象とする調査の実施について検討するよう指摘したものです。

これらの課題のうち、1つ目と2つ目の課題は、平成30年度から検討開始、また、3つ目の課題は、来年の2020年調査の企画時期までに結論を得ることとされており、いずれも検証・検討中となっておりますが、現在の検討状況について確認するため、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、厚生労働省から論点に対する回答をいただきますので、よろしく願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 厚生労働省参事官の森川です。よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、まず、今後の賃金構造基本統計調査の在り方について、資料3

－ 2 の別紙 1 を御覧下さい。この資料に基づきまして、簡単に説明申し上げたいと思います。

最初の丸のところですが、賃金構造基本統計調査は、都道府県別・産業別・規模別の無作為抽出により調査を行っているため、結果として、都道府県内に調査対象事業所が広範囲に分布しています。2 ページに岩手県の調査対象事業所の分布を、かなり細かいのですが、黒丸でお示ししております、赤い三角印が各労働基準監督署、それから少し見えにくいのですが、四角い黄色のところは都道府県労働局になっておりまして、そこから抽出された事業所を調査員が全て訪問して回るのはなかなか難しいのではないかという状況があります。

こうした状況を踏まえまして、また、報告者の負担軽減、事務の効率化、回収率の向上等々を考えますと、様々な課題はありますが、将来的にはオンライン調査を基本とするのが望ましいのではないかとということで、昨年試験調査を実施しております。この試験調査と併せて実施したアンケート調査の中で、オンライン調査の導入について聞いた結果が 3 ページになります。規模によって様々ですが、オンライン回答を利用してみたいという報告者が少なくとも 3 割ぐらいある。それから、利用したくないとか、分からないという理由を見ましても、システムの使いやすさのようところがクリアできれば、ある程度、利用が進むのではないかと考えているところです。

このオンライン調査につきましては、2020 年調査からの導入を目指して、来年度予算案の中にも、必要経費を盛り込んでいるところです。それを念頭に、2019 年調査につきましては、郵送調査を行うことを基本として、かつ、調査票は厚生労働省からの一括配布とするということです。これに伴いまして、職員、統計調査員は、回収率の確保など統計精度の向上に向けた取組に注力することができると思っております。

資料の 4 ページ目一番下のところですが、2018 年調査は、都道府県労働局、場合によっては労働基準監督署を通じて、実態としては郵送配布を行って、郵送で回収したというのがほとんどでした。2020 年調査につきましては、オンライン調査ということで、直接、厚生労働省と対象事業所とのやりとりが増えることになり、相対的に都道府県労働局の役割は縮小します。そこをある程度、見越した形で、本社一括調査を導入するでありますとか、本省からの全面配布に切り替えたというのが 2019 年調査の概要です。そのほか、種々、変更点がありますが、その点につきましては、個別事項の審議の中で説明申し上げたいと思います。

それでは、資料 3－2 の 25 ページになります。第Ⅲ期基本計画の指摘への対応状況です。まず 1 点目、毎月勤労統計調査との比較に関する技術的な検討結果につきましては、厚生労働省の中に有識者を招いたワーキンググループを設置して、その中で検討を行っていただいております。その結果、まずは両統計で対象範囲をそろえて集計して比較すべきとの御指摘がありました。例えば、事業所規模も若干違いがあります。それから、公営事業所が調査対象に入っている、いないということもありますので、そういった点をそろえて比較すべきとの御指摘がありました。毎月勤労統計調査では再集計についての課題がありますので、その辺りを考慮しながら、今後、対応方針に基づきまして、実際に試算を行って

いきたいと考えております。

2点目は、匿名データの提供の検討です。賃金構造基本統計調査は、他の世帯調査と同じ個人の属性等に加え、賃金を幾らもらっているとか、どれぐらい働いたとかいうことは、比較的、個人の特定につながりやすいのではないかとということで、世帯調査の匿名化の手法をそのまま準用できるかどうかということも含めまして検討していきたいと思っております。今後につきましては、総務省統計研究研修所のお力を賜りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、調査の効率化ですけれども、先ほど説明いたしましたとおり、本社一括調査につきましては今年から導入し、オンライン調査につきましては来年から導入ということで検討を進めているところです。

それから、対象職種の見直し、学歴区分の細分化につきましても、先ほど申し上げましたワーキンググループにおいて、審議を行っていただきまして、次のページですが、職種区分については、日本標準職業分類と整合的な区分とすること、学歴区分につきましては、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に区分する、「高専・短大」を「高専・短大」と「専門学校」に区分するという方向性が得られたところです。これにつきましては、2020年調査から新しい区分により調査を行う形で進めてまいりたいと思っております。

回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更につきましても、昨年からワーキンググループで御検討いただいておりますが、資料の①から③の3案を検討いたしました。その結果、①の従来の復元倍率に事業所の回収率の逆数を乗じて復元する方法が合理的で簡潔で良いのではないかとということで御意見を賜っております。更に検討を行った上で、本年中に見直し案をとりまとめまして、2020年調査から新しい推計方法により集計を行う方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、抽出された事業所内の全労働者を調査することについてです。これにつきましては、アンケート調査を試験調査のときに行っておりますが、全労働者について回答することを希望する事業所は1割弱という結果です。理由としては、学歴や職種につきましては、なかなか給与等のシステムで管理していないということで、これはオンライン調査の導入後であっても、なかなか全労働者について回答することを希望する事業所はそれほど多くないと考えております。そうは言いますが、引き続き、そういったことが可能かどうか整理して、2020年調査までに結論を得るよう進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の調査実施上の構造的な課題を踏まえた透明性や再現可能性の確保です。まず、(1)のところですが、3月18日の統計委員会での御指摘にもございましたが、26ページ最初の段落の4行目のとおり、厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局における統計調査の実施過程を日常的に把握して、調査計画の変更を含めた有効な対応策を講じるという体制には現状なっていなかったと認識しております。その点につきましては、3月8日に総務省行政評価局が公表した緊急報告におきましても、調査の実施方法・体制について、必要な措置を採るべきであるとされております。このため、今後、オンライン調査の導入等調査方法の変更を予定している中で、都道府県労働局との間で、調査実施過程の情報共有、進行管理の強化を図りたいと考えております。

具体的には、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づきまして、それぞれの評価項目について、説明申し上げたいと思います。

まず、現状の調査実施過程の評価及び改善策では、記録に関する一般というところでは、現状、このような調査の企画、審査、集計及び公表につきましても、その成果物や過程を公文書として保管しているところですが、他方で実査につきましても、名簿ぐらいしか、きちんとした管理が行われていないという状況です。これを踏まえまして、調査の透明性を高める観点から、回収率、それから、督促等の件数を都道府県労働局と厚生労働省の間で共有していくこととしたいと思っております。

続きまして、業務の委任・委託については、実はこれまでも都道府県労働局から業務委託は行っていなかったのですが、その旨の規定が記載されていなかったということから、2019年調査からは、きちんと業務委託を禁止することを通達したいと考えております。

実施手順・方法につきましては、年1回の通達で示していたところであり、例えば、ハローワークであれば就職率とかいったものを設定して、それを達成していなかったら何が足りなかったか、きちんとPDCAを回すということを行っています。今般、賃金構造基本統計調査の回収率につきましても、そういった組織目標として設定するよう指示いたしまして、これを今後とも照会対応業務とか督促業務の見直しに繋げたいと考えております。

次のページのデータ収集につきましては、調査票の収集方法ごとに把握・記録してまいりたいと考えています。

データの管理のうち、紙の調査票を訂正する場合につきましては、調査票本体に記録しているところとして、引き続き、同様の対応を行う予定です。それから民間事業者に委託して行う調査票データの作成・管理、それから、統計センターに委託して行う集計の処理基準、記録の在り方につきましては、「政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）における調査票情報等の管理要領」等に基づきまして、管理と処理を行っております。引き続き、この点は同様の対応を行う予定です。

再現可能性の確保に向けた取組という点につきましても、データチェック要領により、電子データ及び集計のルールを示しております。これは永年保存とすることで再現可能性も確保しているところです。

今後につきましては、2020年調査から復元方法の変更等を予定しておりますので、その場合の旧方式による復元倍率の設定等々につきましても、きちんと確実に継承されるように措置を行ってまいりたいと考えております。

次のページです。3点目、実際に郵送による調査票の配布・回収はいつから行っていたのかという点です。厚生労働省内の調査によれば、平成18年調査では、ほとんど郵送で行われていたということが判明しております。また、3月8日に総務省行政評価局から公表された緊急報告におきましては、2つほど仮説がございました。平成18年調査からではないか、あるいは平成17年調査からではないかということでしたが、結論としては確認できていないというところです。

それから、既に公表済みの結果について、調査計画との相違による影響は生じていないかという点です。別紙2を御覧いただきたいと思います。まず、郵送調査に変更したこと

により影響が生じると思われる回収率の推移を、過去に遡れるだけ遡ってみたところです。平成17年のところで大きく低下しておりますが、これは正社員、正社員以外の項目を追加して、調査対象数をかなり増やした経緯がありますので、ここはその影響で落ちたのではないかと考えています。それまでは、緩やかな形で回収率が低下してきているというところです。先ほどの仮説にありましたように、平成17年とかある年に郵送調査を厚生労働省において認めたとか、都道府県労働局に対し郵送調査により実施するよう指示した確証・証拠は、特にありません。探してはおりますが、そういったものは見付かっていないということです。そういったことを踏まえますと、この間、一気に47の都道府県労働局で全て郵送調査に変わったというよりは、時間をかけて徐々に郵送という方式が拡大していったのではないかなと考えているところです。それ以降は様々な努力もありますが、むしろ回収率は上がっている、少なくとも下がっていないのではないかと考えています。

次のページは、産業別の回収率です。これも産業によってレベルは様々ですが、明確な減少傾向は見られないのではないかな。あるいは、その次のページの事業所規模別回収率の推移につきましても、むしろ大規模と中小規模での回収率の差が縮まっているという状況です。ちなみに、今後公表を予定している平成30年調査の回収率を見ましても、やはり同様の状況が見えます。また、都道府県と大都市圏を比べた際に、大都市圏が郵送調査では低下しがちだということがありますが、そういった傾向も見られないということです。

また、都道府県別の回収率については、5ページに掲載しているところです。

また、別紙3につきましても、これは平成30年の都道府県、産業、企業規模別の標準誤差率を示したものです。5%以下の標本誤差を目指しておりますので、5%を超えるところに網掛けしています。最初は企業規模計で、あとは順次、企業規模別になっていきますが、この点につきましても、おおむね5%以内で収まっているのではないかなと考えているところです。

付け加えますと、実は「バー、キャバレー、ナイトクラブ」につきましても、調査計画上、調査対象から除くことになっていまして、実態として除いておりました。その点、恐縮ですが、資料3-2の9ページを御覧いただきたいと思います。9ページの7の項目の下のところのとおり、賃金構造基本統計調査の前身である職業別賃金実態調査は、昭和29年から昭和32年の間に実施しています。その後、賃金構造基本調査を昭和33年から昭和36年に実施しています。産業別の解説には何も表記がなかったのですが、職業別の解説のところを見ますと、小売業で飲食店給仕(女子)について、「カフェー、バー、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者」を除くという記載がありました。それから、賃金構造基本統計調査となりました昭和39年の報告書におきましても、同様の記載がありました。昭和39年の後は、職業別に調査をしていまして、その次に職業調査を行いました昭和45年の報告書は給仕人(女子)になっていまして、ここはカフェーが抜かれていて、「バー、ナイトクラブ、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者」を除くという記載がありました。それ以降もずっと報告書には同様の記載がありまして、本来、この給仕人という職種から、この産業分類「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」の労働者を除くということは、なかなか合理的な理由もなく、それから、先ほど、実は昭和36年

以前はカフェーが抜かれていたのですが、今はきちんと産業分類「767 喫茶店」ということになっていきますので、除外しているのは「バー, キャバレー, ナイトクラブ」だけになっております。そういうことを考えますと、やはり賃金構造基本統計調査の開始当初から、「バー, キャバレー, ナイトクラブ」は、調査対象から除外していた可能性が非常に高いのではないかなと思っております。そういったこともございますし、また、この「バー, キャバレー, ナイトクラブ」というところを労働者数ベースで見れば、常用雇用者10人以上の事業所は全体の0.2%ぐらいということで、このような調査計画との相違による影響は、私どもはほとんど生じていないのではないかと考えているところです。

ちなみに、平成30年調査につきましては、調査計画上、結果の公表期日が今月末になっております。それに向けて準備しておりますので、とりわけ直近のデータで、やはりこれは調査計画と実態とのそごが影響する、問題が懸念されるということであれば、是非とも御指摘をお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、多くの論点があったと思うのですが、確認を進めたいと思います。まず1点目、第Ⅲ期基本計画の課題について、現時点での検証・検討状況についてです。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

議論の対象としては、最初に御説明があった部分で、特に別紙1を用いて説明があり、資料3-2の25ページのところから26ページについて、御説明があったところです。御意見、御質問、よろしく願いいたします。いかがですか。

それでは、永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 (2)の匿名データについて、お話を伺いたいと思うのですが、私、賃金構造基本統計調査は大学院にいた頃から愛用しております、長年使っております。ただ、私が大学院にいたのは、随分昔でして、1980年代末から90年代ですが、その頃から統計利用の方法は大きく変わってまいりました。つまり、その当時は報告書を見て1つずつデータをたどって手入力する、そして、それをグラフとして見ていくのが中心で、どの研究者にとっても、報告書が研究の中ですごく大きな割合を占めていたのです。それが今は個票を利用して、もっと分布とか変化とかを見ていくという方向に変わってまいりました。そして最近、個票データを利用させていただいていますと、報告書とは随分印象が違います。どう違うかといいますと、報告書は昔と全く同じスタイルなので、まず第一巻の10人以上の企業規模別の一般労働者のところから、第三巻の短時間労働者のところまで、集計が分離しておりますので気づきにくいのですが、個票レベルで見ますと、もっと非常に大きな構成の変化も見ることができます。そういう意味で、昔と同じ形式、同じ報告書であると、利用しやすいということは利用しやすい一方で、注意深く労働者数の変化を見て、自分でもう一度集計し直せば、そうした変化が起きていると分かるのですが、そうでないと結構分かりにくい。ついつい昔と同じように、この報告書のこの巻のここを見てしまうということで、労働市場そのものの変化を、データそのものはすばらしくて、そこに全て示されているにもかかわらず、なかなか分かりにくい部分があるのではないかと思います。

そういった意味で、この匿名データの利用をもっと推進することは、非常に大きな意味があるのではないかと考えております。

資料の中で、例えば、企業規模等、あるいは都道府県で特定されやすいとありますが、第一歩としては、地域区分を大きくするとか、あるいは企業規模を階級値にするとか、いろいろな方法があると思います。匿名データとして利用できるようにすることにより、いかにすごいデータであるかということが広く分かるのではないかという意味で、もう少し積極的に推進していただければありがたい。ありがたいと言いますか、この資産を国民が広く利用し、政策にも、あるいは現実の理解にも利用できるという意味で必要なことだと考えております。

それから、(1)は、他の委員から、いろいろな御意見があると思います。もちろん賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査との比較をしてくださることは大変良いことですが、毎月勤労統計調査は結構分かりにくい部分があります。なぜかというと、賃金総額を労働者数で割るという形でしか一人当たりの収入が分からないからです。賃金総額そのものが全国でどう増えたか、減ったかは毎月勤労統計はよく示すと思います。ですけれども、1人当たりに見てみますと、平均は分かれますけれども、その中で分散が拡大しているのか、そうではないのか、どういう年齢層、経験層で賃金が増えているのか、という内容は分からない。そういった意味では、賃金構造基本統計調査とは違うタイプの賃金に関する調査だと思います。賃金構造基本統計調査は、同じ年齢層の同じ勤続年数の同じ産業の人の賃金はどう変化したかを見ることができそうですが、毎月勤労統計調査の方は事業所が支払っている賃金総額がどう変化したかに関して、企業規模、事業所規模ですとか、あるいはパートとそれ以外に分けても、賃金総額という点では明確に分かります。しかし、私としては、比較すべきなのは別の調査ではないかと。先日、民間給与実態統計調査の審議においてもいろいろ議論しましたように、特に民間給与実態統計調査の方は31万人を調査しているのに対し、賃金構造基本統計調査は168万人を調査と規模は似ていないのですが、対象は良く類似しており、かつ、民間給与実態統計調査の方が1人から4人の企業規模も入っている点で対象が広いものとなっています。つまり、賃金構造基本統計調査よりはサンプルは小さいですが、より対象は広いという意味でより広い情報が与えられている。そしてもしも賃金のレベルを比較するのだとすれば、政府によって行われている類似の統計、たとえば賃金構造基本統計調査でしたら、民間給与実態と比較することに意味があります。もちろん毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査は基幹的な重要な統計ですので、この動きを研究会の中で、しっかりと御覧いただくことは大変意義深いことであろうと考えております。

3点目の大学と大学院を分けてくださるというのは、遅過ぎたぐらいで、本当にほっとします。今、大学院教育は、どこの国でも非常に重要になっておりますので、是非、早急に分けていただきたいと考えます。

抽出した事業所内の全労働者の調査というのは、どういう経緯で出てきたのかがあまりよく分かっていないので、教えていただければと思います。

それから、職業分類ですが、職業分類は、これからの働き方改革の中で非常に重要にな

っていくと思います。ただ、日本の職業分類は、あまり職の階級、つまり、同じ職の中でも、例えば大学教員ですと、講師、准教授、教授という名目で階級がわかれています。製造業の労働者でも、技能階級があるでしょう。しかし日本ではそういったレベル差があまり分からない職業分類が多いので、この点は、職分類を考える際に再考してほしいと思います。また、賃金構造基本統計調査は、「管理職」を企業規模100人以上のみについて調査していますので、これをもう少し小規模についても聞くことにしてほしい。統計表上、どこまで公表できるか、標準誤差を考えると、それはできないということがあるかもしれませんが、公表できる範囲で公表するとしても、せめて管理職という部分を入れることによって、ある程度、職種の中の階級が分かるようにしてほしい。これからの働き方改革の中では、職種別の賃金水準が非常に大きく注目されていくと思いますので、重要な視点なのではないかと考えております。

少し長くなりましたが、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

基本的には、御要望、御希望だと思うのですが、調査実施者はいかがですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 貴重な御意見ありがとうございます。

賃金構造基本統計調査は、本当に企業の皆様がお忙しい中、記入していただいて、正に国民の資産として重要なものだと思っておりますので、この資産がしっかり活用されるようにどうすべきかを、しっかり考えていきたいと思っております。他方で、企業の皆様方も、やはり個人情報がかかり特定されますので、後で別の項目で出てきますが、記入しにくいといったこともあります。そういった点にも留意しながら、どういったことが可能か、できる限り広く活用されるような方策を検討してまいりたいと思います。その他の学歴等々につきましても、ワーキング等で委員の御意見を伝えまして、検討の参考にさせていただければと思っております。

○永瀬委員 もう1点だけよろしいですか。復元倍率の書き方なのですが、この中で①の従来の復元倍率に事業所の回収率の逆数を乗じて復元する方法とありますけれども、あまり機械的にこの方法を採用というのは、例えば、ある産業の中で、どちらかという優良な事業所の方が回答する可能性が高く、そうすると、非常にばらつきの多いような劣悪な部分があるような産業の中で比較的良いところが回答しており、回収率が5割とか低くて元々一定の偏りがある上に、それを2倍して膨らませる訳ですよね。そうすると、こういう方法を採用することで、結構、系列に少し影響も出る可能性もありますし、全く機械的にそういうことをするというのは、統計的には正しい方法とは考えにくい部分があります。ですので、慎重に実際に行ってみて検討するとのことでしたので、そのように回収率に偏りがある場合に、どういう復元方法が良いのかについては、この方法が最善であるとはっきりしている訳でもなく、もう少し検討が必要なのではないかと思っておりますので、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 分かりました。御指摘の点を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 他にいかがでしょうか。

川口専門委員。

○川口専門委員 データの使い方が変わってきているという指摘はそのとおりで、多変数解析が本当によく行われるようになってきているため、個票にアクセスできるというのが非常に重要になっていると思いますので、匿名データの作成は早急に進めていただきたいと思います。

また、個人票の情報を公開するということを考えていらっしゃるということですが、事業所の情報がある程度マージした上で提供されるような形になると良いのかなと思います。それと、これまで出ている匿名データの件について、他府省の例になってしまうのですが、秘匿にこだわるあまりに、例えば、都道府県の情報がないですとか、年齢情報が5歳刻みになっているとかということによって、利用が著しく低調になってしまっているという例があります。ですので、実際に利用してもらうことも考えながら、どの程度の秘匿が必要なのかを考えていただきたいと思います。

次の論点なのですが、調査方法に関して郵送調査かどうかというところですが。

○白波瀬部会長 その点については後で。

○川口専門委員 そうですか。産業に関してですが、そこはよろしいですか。バー、キャバレーとかに関しては。

○白波瀬部会長 そこは次に議論させていただきたいので、今は、資料3-2の26ページまでのところになります。基本計画の指摘への対応状況に関する御意見ということでお願いしたいと思います。推計方法のところということですか。

○川口専門委員 推計方法のところですね。すみません。ありがとうございます。これも今、永瀬委員から御指摘があったところなのですが、非標本誤差のところですね。実際に毎月勤労統計調査の実質化の検討会では、非標本誤差に関して評価されていると思います。共通事業所とそれ以外の本系列の比較では、共通事業所の方が、賃金などが高い傾向があるという結果が出ている訳ですが、恐らく賃金構造基本統計調査も一部の事業所はパネル化できると思います。連続して調査されているケースがあると思うので、そうすると、連続して調査される、要するに全数調査になっているような階層において、本来ならば、連続してサンプリングされるべきところが、実際には回答がないというケースがあると思うのです。2年連続できっちり回答されているところと回答がないところで、一体どんなずれがあるのかというような、今、毎月勤労統計調査で行われているような方法を使うことによって、非標本誤差についての評価もできると思うので、そういったようなことを行って、賃金構造基本統計調査に答えてくれている事業所は、一体どんな属性を持っているところなのか評価していくことが必要なのかと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

いかがですか。嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 個別の話に入ってしまうかもしれないのですが、(3)の①の調査の効率化に向けた調査方法の見直しというところで、オンライン調査の導入と本社一括調査の導入があります。オンラインについては、別紙1の参考2で、オンライン調査の導入として、利用の意向を詳細に聞いていただきました。これを見ますと、「分からない」があります。こ

の箇所は、全体の今後に影響すると思いますので、細かい話を伺ってもよろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○嶋崎委員 「分からない」と回答された理由は、「初期設定が簡単なら利用したい」といった内容のようです。実際のところ、初期設定が簡単なのか、利用を促進できるような内容なのか、その見込みを教えてください。

それから、もしかしたら2019年調査の変更計画の説明で、具体的に説明いただくのかもしれませんが、本社一括調査は新しい方法ですので、手法として具体的にどう進められるのでしょうか。例えば、調査期間が少し長くなるのか、本社で全ての事業所の回答ができるのか、あるいは回答は事業所ごとなのか等々です。また、本社一括にすることによって、肝心の回収率の上昇はどれほど見込めるのか、教えてください。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 まず、オンライン調査につきましては、初期設定ということですが、私どもが考えているのは、総務省の共通システムを通じての収集を考えています。この点、毎月勤労統計調査が先行して行っていますので、そういったところの経験も生かしながら、予算が限られているところではありますが、同じ経費で広報等できるのであれば、そういった活用をしてまいりたいと思っております。

それから、本社一括調査の実施方法ですけれども、事業所単位の調査ですので、本社で1つの調査票を作成ということではなく、事業所ごとに調査票を作成することになります。実は、若干先行して、御希望があれば、これまでも本社にまとめて調査票をお渡ししてということを行ってまいりました。それを行い出したのが、平成20年頃なのです。先ほどの別紙2の回収率のグラフを御覧いただきますと、依頼はがきですとか、補充選定とか行っていますが、本社一括調査にすることによって、回収率が上がってきた部分もあるのではないかと考えています。と言いますのは、事業所ごとですと、本社にこの調査票を回答して出しているのかということ、いちいち確認している、あるいは事業所では労務管理のデータがないといった意見がありました。そういうことを考えますと、これまで本社一括調査という方法を希望された場合にのみ応じておりましたが、今後は広く周知することによりまして、回収率の向上に繋げていきたいと考えております。

○嶋崎委員 既に行われていたということですが、別紙1の4ページの調査方法の明確化・見直しで2018年調査までは、本社一括調査という部分はなかったようです。これまで実際に行われていたというのは、どういう経路で本社一括が行われていたのでしょうか。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 本社一括調査という形で行っていたのは、希望される企業から本省に連絡があった場合に、本省でまず調査対象事業所名簿ができた時点で、傘下の事業所のどこに調査が当たりますという情報を本社に提供するという形になっております。本省から直接送付というルートがないものですから、各都道府県労働局から送ってもらうという手法を採っていて、企業に関しては、その調査の対象となる事業所に係る調査票についてそれぞれ回答していただいた上で、各都道府県労働局に返すというルートで行ってまいりました。今回の2019年調査から本社一括調査を本格的に導入ということは、一括して送付と一括して回収というところができるようにする

というところが、今まで希望されるところにだけ行っていたものと異なる部分です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

間違えていたら御指摘いただきたいのですが、別紙1の4ページ、2018年調査は額面どおりというか、どういう調査方法で実施しているかという図だと思います。ただ、それが実態として、どういうことが行われてきたかということとは区別して、公のところこういう調査員調査があり、それを踏まえて、次の年はどういう調査に変えるのか、これが諮問の内容です。

少しずれてしまうのですが、今の問題点はそういう実態があったということですね。それは共有されていたのですか。つまり、そういうことは公にはなっていなかったけれど、実態としては、そうだったという御説明と伺っていい訳ですね。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 そのとおりです。

○白波瀬部会長 その辺りの細かい状況につきましては、本部会の枠を超えますので、本社一括調査について、どういう地域でどれだけの割合で行われていたのかということは、当然、今、実施されているので、場合によっては、データとしてお示しいただいた上で、今の質問への対応を確認させていただきたいと思います。

また、皆様、研究者だからということはあるのですが、匿名データを利用させていただくということは、やはりいろいろな人の目も手も入るので、結果としてデータの質を良くできるというとても良い機会になってくると思います。ただ、日本においては、歴史的にそういうような了解の下で、公のパブリックグッズとしての政府統計データを使ってこなかったという非常に根幹的な問題がありますので、それについては、例えば、永瀬委員とか川口専門委員の研究者としての立場ということではなく、とても根幹的な問題なので、これは議論として議事録には残していただいて、この点については、統計委員会で共有させていただきたいと思います。これは賃金構造基本統計調査だけの話ではないということです。

あとは細かいことですが、基本的に個人票としては設定されていないが、匿名データとして個人票をアップするということになるのと、この位置付けがいま一つ、私は分からないのですが、これは加工というか、どういう位置付けで個人票としての匿名データを提供するという作業になるのかなと思うのですが、それは総務省としても別に、この位置付けについては何ら問題がないのですね。確認なのですけれども。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 匿名データにつきましては、法律の規定で、提供される場合には、確か永瀬委員が以前所属されておられましたけれども、事前に統計委員会の部会で検討されます。川口専門委員の御指摘のような匿名性の高いデータを提供しようとする、利用する上で影響がある。その辺りを、どういう兼ね合いで設定すればいいかということで、統計委員会の匿名データ部会で検討していただいているところですので、現状ですと、厚生労働省からの報告がありましたように、世帯系の統計は、地域区分の話とか年齢区分とかの話はあるのですが、かなり整備が進んでまいりました。一方で、企業系の統計は、どうしても産業分類、地域を入れると特定がされやすいということで、なかなか匿名データの提供に応じられませんでした。そういう中で、企業系

の調査ではあっても、賃金構造基本統計調査の個人票の部分について、先ほど川口専門委員からも事業所の情報も付加したようなデータがあれば更に良いのではないかという御指摘がありましたので、多分、世帯系の統計と企業系の統計の中間的なものという想定かもしれませんが、その辺り、なかなか確かに難しい課題もあろうかと思えます。なかなかそこまで政府全体では議論が進められていないというのが現状かと思えます。

○白波瀬部会長 この説明だと結構、対応しますということなのですが、今の説明のように加工度が高くなってくるのですね。それを政府の責任として行うと位置付けるのか、あるいはより汎用性の高いところで、各研究者個人のところに委譲してしまうのか。これは、調査実施者の方としても検討されるべきではないかなと思ったのですが、何かとてもびっくりしたというところです。

それと関連して、(3) ①のところなのですが、嶋崎委員からのアンケート調査に関連した御質問ですが、アンケート調査の結果を根拠として御説明に使われることには、限界があると思うのです。オンライン調査したいですか、どうですかと聞いて、したくないと言われたら、やめるのかという話です。このアンケート調査を説明に使う際には、御注意いただいた方が良いかと思います。そうではなくて、もちろんしたいかと言われたら、オンライン回答したことがない人が多かったとすると、分からないという理由はどうかというお話もあったのですが、それも含めて正直なところ、どちらが良いか分かりませんということですよ。そういう報告者に対してオンライン調査を導入するので、できるだけ分かりやすくするためにはどうしますかという方に投資していただいた方が良いのではないか。何か妙なところでアンケート調査を根拠として出すというのは、なかなか滑りやすいと思いますので、政府全体の方向性としても、オンライン調査を推進することとされていますし、そのような中で、どういう形でオンライン調査ができるのか、特に賃金構造基本統計調査の場合の設定の方法というか、環境整備のところ、何を特に重視してオンライン調査を導入しますかという御説明をいただいた方が、より生産的かなと思います。

そういう意味で、26ページの最後のところです。全労働者の調査を希望する事業所は、それは少ないでしょう。けれども、構造的にというか、やはりこれは全労働者を挙げてもらった方が普通に考えても処理しやすいというか、確率的にも処理しやすくなってきます。抽出される訳ですから、やはり当然、ノイズが中に含まれる訳ですよ。ですから、その辺りの説明が、私は違和感があったのですが、特に26ページの(3) ④について、どうですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 このようなデータの出し方がどうかと言われると、なかなか安易に使ってしまったかなという御指摘は受けとめたいと思います。いずれにしても、労働者を全数回答するとなると、例えば、調査項目がシステム上でかなり拾えるようなもの、電子データで送っていただくというケースであれば、比較的そういうことは対応しやすいのかなと思います。結局、労働者1人1人の分、特に、労働者数が多い事業所を抽出するということになりますと、改めて学歴等確認しなければいけなくなり、そのことによって回収率に影響があってもどうかということもあります。私どもとしては、御意見としては承りたいと思いますけれども、いずれにしても、そういった負担の面も含

めまして、今後、慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

○白波瀬部会長 川口専門委員。

○川口専門委員 今の点で、やはり気になっていたというか、鍵になるのは企業ヒアリングで、学歴とか職種というのは同じシステムで管理していない人たちもいるということで、一方で、全労働者を調査すれば事業所側は確率抽出する手間が省けるということもあると思うのです。むしろ、確率抽出を正しく行っていただくのは、意外と大変だと思うのです。だから、そこが本当に正しく抽出できているかは検証されていない課題として残っていると思うのです。正しく抽出していただいているという前提で調査されているのだと思いますが、その意味でも、全労働者の調査は実施するメリットがあるのではないかと思うのです。仮に、今後、またアンケート調査を行うようなことがあれば、実際にオンラインシステムで管理されている項目として、職種とか学歴とか、どこまで入っているかみたいなことが分かれば良いのではないかなと思いました。

それと、仮に全数調査で提出される事業所と、今までどおり紙ベースで管理しているので抽出でやりたいという事業所がいらっしゃったときに、ウェイトの作り方が難しくなってくるので、そういったところも併せて御検討されていくという形になるのでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 まず、御指摘の最初の抽出の負担というのは、前から認識しているということもありましたので、実はホームページに産業とか規模とかを入れると、自動的に抽出する労働者数を計算するエクセルベースのソフトを組み込むことによりまして、かなり負担軽減には繋がったのかなとは思っております。それから、確かに御指摘の点はそのとおりでして、紙で提出される方も、まだ相当残ってくるのではないかと思います。これは電子化であっても、やはり扱う情報が機微なものが多いものですから、システムにあっても、あえて紙で打ち出して提出されるというような、原データは電子なのですけれども、改めて打ち出して提出してくるということがあります。そういった方々のことを考えますと、一足飛びに全労働者を調査するというのは、なかなか難しいのかなと正直思っております。ただ、そういった課題は課題として認識して、今後、委員の御意見も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○白波瀬部会長 多分、かなり足下のところなので、よろしく願いいたします。

それでは、どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よく分からなかったので教えていただきたいのですが、資料3-2の25ページで、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査を比較しましょうという課題があります。これは元々基本計画部会の未諮問の審議において、全く同じことを指摘しています。まず毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の両統計で調査対象範囲をそろえて集計を行い比較しましょうということが指摘されています。具体的には、常用労働者数5人以上か10人以上か、あるいは公営事業所を含むか含まないか、そういうレベルの比較であれば、調査票を用いることもなく、別に集計値を持ってきて、組替え集計すれば比較できるということではないかと思えます。ここで比較すべきとワーキングで方向性を得たと改めて書かれていますが、今後、厚生労働省で行おうとしている比較とい

うのは、具体的に、基本計画部会の指摘を超える内容を含むものなののでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。私もここは違和感があったところです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 どういうことを行おうとしているのかによって話が全然違うのですよね。何を行いたいかを教えてもらわないと。

○白波瀬部会長 厚生労働省のワーキングで言われるまでもなく、比較すべきはもうそれは当然のことだから。どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 何をしようとしているのか。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 未諮問のときには、公表値を用いて比較したところ、更なる課題をいただいて検討したところ、厚生労働省が開催しているワーキングでは、30人以上の民営事業所に絞って両者を比較すべきだという御意見をいただいております。民営に絞るというのは、毎月勤労統計調査では民営のみの数値を公表しておりませんので、実際に個票をいただいて、特別集計を行って比較すべきだという御意見をいただいているところです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ということは、産業・事業所規模区分での集計値を作って、それで賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の両方を比較しようということは今考えている。つまり、毎月勤労統計調査で調査している事業所と賃金構造基本統計調査で調査している事業所が一緒になることがあるので、同じ事業所の調査票を見比べようとしている訳ではなくて、集計値を比べようとしているということです。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 そうです。同じ事業所ではなく、集計範囲もそろえて集計して、両者の比較を行うことを考えております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 実は、二通り可能性があって、集計値の比較以外に、同じ事業所を調査しているので、事業所ごとに比べるというアプローチもあります。集計値を比べようとする、先ほど永瀬委員がおっしゃったように、26ページの回収率を考慮した労働者数の推計方法が問題になってきます。現在は、事業所の回収率の逆数を乗じていなくて、単に抽出率の逆数を掛けて行っている訳ですので、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査は復元方法が違うことになります。集計値を含めると、復元方法をそろえて比較しないと、実は比べられないかもしれないという問題があると思うのです。ですからそこをどうするのか、集計値同士を比べるとするとすごく厄介な話で、単に毎月勤労統計調査のこういう事業所を除外して比べれば終わりという訳では多分なくて、そこをどうするかを考える必要があるのではないかなと思います。対応されるのであれば、そこをしっかりと気を付けて対応してほしいと思います。つまり、毎月勤労統計調査というのは、26ページ目の(3)③で言えば、多分、③に近いような状態、つまり最後に推計比率を掛けている関係で、③に近いような、①と③を両方行っているのが毎月勤労統計調査の復元方法ですから、賃金構造基本統計調査を①だけで行うと比較できないかもしれない。正確にいうと、事業所規模が非常に大きいところで、単に事業所に逆数を掛けただけでは、労働者数が3,000人とか1万人とかいう事業所もある訳ですから、そういうところがうまく推計されないかもしれないという問題があるということを確認する必要があるのではないかなと思います。今どうこうしてくれということではなくて、これから行うということなの

で、もし集計値を比べられるということであれば、そこは十分気を付けて実施していただければと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ単に比べるとき、今おっしゃっていただいたのは、比較することによって、いろいろなことが見えてくるので、比較自体を目的化しないで、それぞれの復元の特徴も出てくるし、問題も出てくるから、その結果をうまく公表していただいて、それぞれの調査の特徴を出していただくこと自体が、すごく重要だと思うのです。同じではないからどうかという議論ではなくて。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいでしょうか。もう1つ。そういう意味では、今、集計値同士の比較をしましょうと御提案いただいていると思うのですが、実は事業所ごとを比べた方が良くもありません。それはなぜかということ、先ほど川口専門委員から、大規模事業所で抽出がきちんに行われているかどうかを確認してほしいとの御意見がありました。毎月勤労統計調査の事業所と賃金構造基本統計調査の事業所データを比べることで確認することが可能となります。つまり、賃金構造基本統計調査がうまく抽出されていれば、毎月勤労統計調査の事業所の計数、すなわち、6月の所定内給与が一致するはずなのです。一致していなかったら、うまく抽出されていないのですよ。だから、そういう非標本誤差の有無、事業所に任せている労働者の標本抽出がうまく行われているかということの確認は、実は事業所を見比べることによって確認することができるので、そういう分析も是非やられた方が良くのではないかと。それは今行おうと思われていることと別のことなので、新たな提案なのですけれども、そういうことも是非御検討されたら良いのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 省内に資源がありますから、有効利用していただいて、この調査自体ということだけではなく、調査していただいたらより有効だし、それをしっかり公表していただけると、とても良いと思います。それは、やはり前倒しで調査実施者から出していただくことが非常に重要な点だと思います。よろしいでしょうか。

そこまできちんと深いワーキングを作ってくださいね。ワーキングと記載していたら、オーケーではないので、よろしく願いいたします。

それでは、次ということで、いろいろ重要な御意見をいただきました。

○永瀬委員 1つだけいいですか。今までは各事業所に聞いていたのが、今度は本社に対して、支社とか小さな支店、出張所とかそういうところの状況をまとめて聞くようになることですね。それでどういう変化が起きるのかなとったりします。より正確になるかもしれないのですが、ある意味では、ある会社の中の賃金構造の何かヒエラルキーが出てくるような調査に変わっていくのか。単に調査票を回収するというためのものかもしれないけれども、今までは1つずつの事業所に当てていた訳ですよ。それが今度は、本社から把握するというので、どういう変化が起きるのかなというのは、よく分からないながら、何か変化だなということを感じたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 調査の方法の問題であって、本社を抽出するとい

うことではなくて、元々、抽出した事業所の中で、その事業所がこれは同じ会社だろうというところを集めて、その本社から御希望があれば、その本社から調査していたのですが、2019年調査の方法は、御希望がありますかということ、まずホームページなどで公募して、これまで行っているところなどが、多分応募してくるのだと思いますので、そういうところに対して、その本社が管轄する調査対象事業所に当たったところの調査票をまとめて本社にお送りするといったやり方です。

○白波瀬部会長 これは多分、嶋崎委員からの御指摘もあったのですが、調査方法に関連してくるのですね。ですから、そのところで、何か回収率が関係しているとか、どういう形になるか、やはり明確にしていおかないと、御希望があったときにアドホックに行っていますよとあって、全体像が見えないことがあります。ですので、本当に厳密であれば、そういうやり方、本社一括というのが大体何%なのかから始まり、その中で、どういう違いがありますかということと比較しながら、その位置付けを検討することが、調査方法的には正当なやり方だと思います。一応、その辺りも明確にさせていただくようによろしくお願いいたします。急に本社一括と言われてもというか、それは全体の中でどれぐらいかということも含めてということです。

あとはよろしいですか。

それでは、次に調査実施上の構造的な課題を踏まえた透明性や再現可能性の確保等に向けた取組について御説明は終わっているのですが、川口専門委員に、そこは少し待って下さいと私がお願いした、資料3-2の27ページから30ページまでについて、何かありましたら、御意見をいただけますか。

お願いいたします。

○川口専門委員 今回の調査方法とか調査対象範囲の変更に対しての提案は、現実を踏まえた提案ということだと思っておりますが、問題は、なぜ計画と実態がずれてしまうのかというところで、やはり調査計画を部会とかで審議している訳で、それにエネルギーを割いても、実態とずれてしまうと何も意味がないというか、今回の毎月勤労統計調査の問題も本質はそこにあった訳です。今回の変更に関して、個人的には現実的な提案だと思っておりますが、この資料で、実を言うと、昔から報告書にはそういう範囲というのが限定されて記載してあったのですよというような、例えば、9ページを御覧いただくと、バー、キャバレーに関しては昔から報告書では排除してあったので、今回の提案は一定の合理性があるというような書き振りになってしまっていて、ある種、開き直っているようにも見える訳です。このようなところは、少し御注意いただいて、計画と実態がずれていたことが何で発生してしまったのかという、この部会の目的ではないということは分かるのですが、もう次から起こりませんよということを確認していただいた上でないと、なかなか後から実態がこうだったのでこう変えますという話になってしまうと、そういうことではないですよという話になってしまうと思うので、その辺、誤解を招かない表現が必要なのではないかと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、嶋崎委員。

○嶋崎委員 川口専門委員の御指摘と繋がるのですが、27ページ（1）で、最初のパラグラフ末尾で、そういった構造、体制になっていなかったとあります。そして、次のパラグラフで、進行管理等の強化を図るとして、（2）から記録に関することが出てきます。その具体的な内容は、例えば、①の記録に関しては、27ページの最後に平成31年調査から、回収率、督促等の件数等を、都道府県労働局等と厚生労働省の両方で共有するとあります。28ページでは、「また」のパラグラフで、質の確保のための方法を新たに定めて、オンタイムに管理させる。その上で調査の実施状況・進捗状況を把握し、厚生労働省で記録するとあります。ここだけを読むと、何を記録するのか、具体的に何が把握・記録されるのかが全く見えてきません。先ほどのバー、キャバレーの部分が、実際の調査ではどうであったのかという記録こそが重要なことであり、これでは具体的な方策に何らなっていないと思います。次の29ページのところも恐らくそうなのだと思いますが、どういう記録を各都道府県労働局等に作らせて、それをいつの段階で上げるだとか、もう少し具体的な方策を設計していただくことが重要だと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 情報共有につきましては、これまでも既に廃業していたとかいう情報は、都道府県労働局から本省に報告があった部分もありますが、その締め切りがいつで、本省報告がいつまでかということまでは全く管理されていない、情報が本省に上がってくるような状況ではないということでした。今般、考えておりますのは、本省と都道府県労働局間には、LANシステムが整備されていますので、そこに共有フォルダを作って、そこに調査対象事業所リストを掲げ、ここはもう既に返ってきた、返ってきていない、いつ、どう督促したかというデータを管理、記入していただいて、それぞれ共有していく。特に説明しませんでしたでしたが、回収数が0になる層などがあったときには、そういうところに優先的に督促していただく。そういう管理を47の都道府県労働局と情報共有・意思疎通を密にして、ガバナンスもそうですけれども、結局、そういうことを通じて回収率を上げ、しっかりとした調査を実施していきたいと考えております。

○嶋崎委員 具体的に何件回収された等は当然だと思うのですが、各過程で何が問題となって、それに対してどういうイレギュラーな対応等を誰がしたのか、そういった記録が重要なのだと思います。そうした記録は、回収率や件数という数値、量として把握できることではありません。こうした記録の視点が全体に抜けているように思いますので、その辺を加えていただくと良いと思います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 分かりました。そこは実務上、しっかりと対応していきたいと思います。そういったことが不十分であるために、都道府県労働局によって回収率に大きな差が出ていると思っておりますので、しっかり管理してまいります。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 資料の30ページのところで、再現可能性の確保に向けた取組で、要はデータを保存しますということをやっている訳です。2020年の調査か

ら、復元の話ばかりして申し訳ありませんが、多分、復元方法を変えて、新しいベースで集計されることになります。毎月勤労統計調査でも今、統計委員会で何を議論しているかというと、それと同じことで、平成16年から23年について、復元するためのデータが十分でないために、データ不足を補いながら、どうしたらいいかということについて、かなり多大な時間をかけています。事務局である私も相当な時間を使って対応しているところです。賃金構造基本統計調査についても、多分同じ問題が起こる可能性があります。今後の見直しで新しい方法で行ったらいいと。それはいいですね。じゃあ過去のデータを新しい方法で集計できませんかということに多分なるのだと思います。もちろん旧方式で新しいものを集計して連続性を保つという考え方もある訳ですが、新しい方法の方が数値はより精度が高い訳ですから、新しい方法で過去に遡りませんかということが新たな課題になると思います。その点ではどうなのでしょう。そのために必要となるデータ、都道府県別、産業別、規模別の事業所回収率ですね。そのデータを既にお持ちであれば、過去に向かって遡って再集計できるということになると思うのですが、その辺の取組というか、状況はどのような感じなのでしょう。

○白波瀬部会長 いかがですか。どこまでが具体的に保存されているというか、遡り可能な形で使えるような状態になっていますか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 先ほどだと、かなりいろいろな細かいデータを平成18年度まで遡ってお見せしていただいているので、結構あるのかなと思って、一応、安心はしているのですけれども、大丈夫なのでしょうかとということです。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 ワーキングの方で新しい推計方法を検討している中で、過去どうなっているのかということをも3パターンを用いて試算しているところでありまして、一応、平成19年から平成28年の結果について3つのパターンで推計値をお示しして議論しているところです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 それなりの期間、過去に向かっても集計値は出せるという準備はなされていると理解してよろしいですか。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 ただ、あくまで推計しているのは、主な都道府県別の産業計であったり、産業大分類の全国だったり、年齢別とか、本当に細かな表まで全部遡って出すのかどうかは、非常に労力もかかりますので、その辺りは今後検討させていただきたいと考えております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ただ、必要なのは、事業所の回収率だけですよ。今の集計と変わるのはそこだけになります。①の場合ですよ。確かに②と③の場合は違いますね。母集団労働者数をどうするかという問題があるので。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 確かにおっしゃるとおりで、平成19年以降、回収率のデータは持っております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ①で合っていますね。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 できるとは思うのですけれども、やはりあれだけの膨大な集計表をもう1回集計し直すのは、それなりの時間もかかりますので、その辺りはどこまで出すのかも含めて、今後検討させてもらえればと思

ます。

○白波瀬部会長 いや、出すも何も検討しないと、どこに問題があるか分からない訳ですよ。実際、今、ワーキングで平成19年までは当然確認されているのですよね。それ以前は、要するに分からないとおっしゃっているのですが、何か推論するときには、大体この辺りですとといったときには、手持ちの資料で推論していくしかないみたいなどころはあるのだとおもいます。それも含めて、今のワーキングで、どこまできちんと機能されているのかということが少し疑問になってきているのです。データとしては、平成19年以降ということで検討し、それ以前はなしということですか。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 ワーキング自体は、この問題が発覚する前から行われており、平成28年頃に、とりあえず直近10年分を見てみましょうという形で行っているため、それより前のデータがあるかどうかは、確認が必要です。このワーキングでは、平成19年から10年分の集計値のうち、特に主要な集計値である産業計や、主な産業大分類で集計し直して、数値の変化を見ているところです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 別紙2を拝見させていただきますと、平成5年までは回収率というのは実数できちんと保存されていて、それ以前は概数になっていますということになりますから、多分、その辺になると相当苦しいのだろうなということかなと理解できますので、平成18年以前についてもある程度遡る可能性はあるのではないかなと思います。区分別に、都道府県別、産業別、規模別に必要ですが、データがある範囲ではできるのではないですか。この平成4年以前が点線になっていますから、その辺は大変だということですよ、これを見ると。

○白波瀬部会長 そうですね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 つまり、元々名簿があるかという話なので。

○白波瀬部会長 まあね。それでは、少なくとも。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 毎月勤労統計調査と同じ話になる。

○白波瀬部会長 こころは、もう準備されていた方がいいのではないかな。少なくとも平成5年以降はね。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 大問題だから。

○白波瀬部会長 といいますか、それを丁寧に検証していかれたら、より良くなるので、それが無いという形で押されるのは、やはり良くないと思うのですよね。そこは、これからどうかということもあるのですけれども、肥後次長の御懸念は分かります。どうぞ。

○永瀬委員 今、統計データの保存の話が出たのですけれども、先日、雇用保険データが直近のものも保存されていないと統計委員会で伺いました。これは賃金構造基本統計調査とは直接関係はないのですが、データは、歴史的にも、全部あればあるだけ良く、本当に重要なものだと思います。今は媒体に焼けば、あまり場所もとらずに保存できるものですので、そのところはシステムチェックに必ず保存するという点については、どのようになっているのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 私が答えるのも変なのですが、統計法が改正された平成21年以降は所要のガイドラインが設けられまして、なるべくデー

タ類の永年保存にかじを切っていこうということで順次取組を進めているところです。このため、そのガイドラインができた平成21年当時に保存されていた情報はぎりぎりそこで救われているかもしれませんが、それより以前のものは、それぞれの府省で文書管理規則がありまして、その管理年限で管理されているということで、既に保存期限が切れているものもあり得るという状況です。こういう状況にならないようにということで、今、メタデータも含めて、なるべく情報を保存しましょう、永年保存にしていきたいと思いますという取組をしているところで、資料3-2の30ページの話は、厚生労働省もその辺りのところは徹底していくということなのかなと思っておりますが、何か補足があれば。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 おっしゃるとおりです。30ページの「賃金構造基本統計調査データチェック要領・審査処理要領」等で保存期限を定めていくということです。

○白波瀬部会長 説明がいま一つのような気がします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いいですか。すみません。何がポイントなのかというと、調査票が永年保存になりました。それはそれで良いと思うのですが、問題は、集計する際に調査票以外の情報が必要になるのですが、それをきちんとカバーしていますかということが、先ほど多分、永瀬委員がおっしゃったことなのですね。まず、回収率の情報なぜ問題かということ、それは調査票を送った名簿がないと、分母がないと分子が計算できないので、分子はあるのだけれども分母がない。ただ、分母情報、つまりこれは調査名簿ですね。事業所名簿みたいなものが大事だと。あと賃金構造基本統計調査はないと思いますが、毎月勤労統計調査では雇用保険データという全く外の外部データが必要で、それは当然、調査票とは何の関係もないので保存されていないということが起こりました。賃金構造基本統計調査においても、そういう調査票情報以外の情報で集計のために必要な情報が落ちていませんかと、それに対して永年保存の措置は採られていますかとか、過去に遡ってデータが確保できますかということについて、問われているのだと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 そういう意味でいいますと、全て残っている訳ではありません。別紙2の1ページ目の回収率のグラフを作るときにも、データがあればすぐできたところが、確か平成18年以降だったと思います。それ以前は紙の情報で回収率を作ったはずなので、平成10数年までしか恐らく残っていないはずです。

○白波瀬部会長 ですから、その辺りは公表といいますか明確にさせていただいて、ユーザーにとってそういう数字だということを共有していただくしかないと思うのですよね。多分これは大丈夫でしょうか、このように見積もっても平気ですという言い方はできない訳なので、その辺りは明確にさせていただくということと、ここでは保存ということになったら調査票情報ということですけども、本当に基本的な調査実施のやり方に関することなので、そこは明確にしてもらわないと、数字の意味が大きく信頼性が下がってしまったら困るので、この辺りをもう少しうまく回答してください。どういう書き方なのか、若干言葉的にも、ここの回答が、「本当にそのようなことをしなかったの」というような感じもあるので。透明性については、大体、皆様から御意見が。はい、どうぞ。

○永瀬委員 例えば、20年後になっても、この資料一式を見れば分かるというような、それが何なのかというのをリストアップして、それはしっかり保存するというのを各調査について明確にする。担当者がよくよく考えて、これだと決めて、それを文書化して明確にして、これを保存する。このファイルを取り出せば、20年経った人も再現可能であるという形にしていいただければと思います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 分かりました。

○白波瀬部会長 1つの調査だけに限らずということですので、大きな話だとは思いますが、よろしいですか。

○永瀬委員 補充調査というのが何なのかよく分からなかったもので、そういうものの説明なども入れていただければと思います。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 補充調査というのは、実際に経済センサスを基に抽出事業所を決定していくのですが、経済センサスの情報というのは、数年前の情報というタイムラグが生じている中で名簿を抽出するため、その事業所はもう廃止されていますとか、そこに存在していませんということが調査した時点で分かります。それに対して、要するに、全く調査票が届けられない状況で、名簿上挙がっている事業所に対して調査できないとなったときに、同じ産業と同じ規模から別の事業所を再抽出する形で調査を実施するというものが補充調査です。

○永瀬委員 それは文書化され、どこかに記載してあるのですか。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 具体的な調査のやり方の中では記載してありますが、広く一般の方にも分かるような形で明記されているかどうかは確認しないと分かりません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 年次フレームは使っていないのですか。経済センサスのデータを使っていて、事業所母集団データベースの年次フレームのデータを使っていないのですか。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 年次フレームのデータは使っています。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 最新の事業所母集団データベースを使っていますが、それでも2年ぐらいのタイムラグはあります。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 分かりました。すみません。

○白波瀬部会長 それまでは補充は行っていなかったのですね。廃業等した事業所分は、全部落ちていたということですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 補充サンプル、追加サンプルをいつから取っていたのかという趣旨です。

○細野厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室補佐 平成20年よりも前ということですか。おそらく、補充みたいなことは行っていなかったと思います。

○白波瀬部会長 ということですね。分かりました。その辺りの情報は、非常に重要です。

少し検討を前に進めたいと思います。郵送による調査票の配布・回収の開始時期等については、統計技術的に調査結果への影響の有無等を検討する際の極めて重要なエビデンス

になってくるとは思うのですが、公表済みの結果についての影響とも密接に関連する課題ですので、一括して、この両点について整理を進めたいと思います。

まず、先ほど厚生労働省から言及がありました平成30年調査の公表結果については、調査実施者である厚生労働省の御判断によるものだと思いますが、基本的にどういう御判断で公表結果を使われるかということです。私としては、結果利用者、ユーザーに対して、本日のやりとりの中でも、そうなのですかと分かってきたことが少なくないのですけれども、丁寧な情報提供が必要と思います。この点も含めまして、厚生労働省からの説明を踏まえて、御意見、御質問のある方は発言をお願いしたいと思います。

郵送による調査票の配布・回収の開始時期とか、公表済みの結果についての影響というところで、ページ数としては資料3-2の31ページです。何か御意見ございませんか。「バー, キャバレー, ナイトクラブ」については、既に川口専門委員からも御発言があったとおりですけれども、いかがでしょうか。

「バー, キャバレー, ナイトクラブ」についての取扱いは、私も全く川口専門委員と意見を同じくいたします。なぜこれだけを外すかという議論は非常に不自然で、全体の中で、要するに排除しているというのが幾つかありますね。資料3-1の審査メモですね。まだそこまで細かくは審議していないのですが、以前から排除していたというのは、私もあまりにも説明として不十分と思います。こういう言及がありますよというの、以前からその言及があったのか、思い出すような形で何年調査に入っていたのか、一貫してどうなのか分からないですよ。解釈でしかないのに、その解釈を調査実施者が根拠として出されるのは、私はあまり正しいやり方ではないような気がするのです。もちろん、現在の変更案が通ったとしても、あまり影響ないという説明が、資料3-2の31ページの最後のところでもあるのですが、この説明は極めて不自然です。これまでの実態に合わせましようということが、すごく見てとれて、郵送調査に調査方法を変更しますと。その根拠としては、少しあまりうまく伝わっていたかどうか分からないのですが、確かに調査員調査は極めて負荷のかかる方法であるため、政府統計全体の動きの中でオンライン調査に変更していきたいので、次年度については、とりあえず原則、郵送調査に変更する。ですから、方法論として、こちらの方で行きましょうという御提案については、それは承って部会で審議する訳です。それで「バー, キャバレー, ナイトクラブ」を対象外とする議論がどううまく方法論的と言いますか、全体の枠組みの中で、この変更という審議の中で繋がるのかということが何回考えても厳しいのですけれども、この辺りについては、何か御説明はありますか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 「バー, キャバレー, ナイトクラブ」の経緯のところについては、すみません、順番に御審議いただくのかなと思っていました。

○白波瀬部会長 それでは、また、次のところで。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 郵送調査のところは、3の項目だったものですから、そういう意味で、関連して先に御説明した次第です。

○白波瀬部会長 少し前倒しで説明してしまったということですね。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 はい。

○白波瀬部会長 それはそうなのですが、その説明が納得できないということです。郵送による調査票の配布・回収の開始時期が、いつからか分からないということですね。もう分からないと、推測もできないということですね。これが分かれば、調査員調査と郵送調査の間でどう違うかというところで、究極的には復元とも関連して手の打ちどころもあるのですが、それもできない訳ですね。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 そうです。ですから、組織的に郵送で行っていたということが平成18年調査までしか分かりません。それ以前のことにつきましては、文書等を拾う限りは、なかなか明らかにするようなものが出てこなかったということです。少なくとも、いつから郵送にするという厚生労働省からの指示のようなもの、あるいは、それに類するものは、繰り返しになりますが出てきていないというところでは、体制としても、少なくとも、公には調査員調査という形になっていたということもありまして、実態のところを拾うエビデンスがなかなか収集しきれない状況です。

○白波瀬部会長 単純に見たら、回収率が平成17年で落ちているのですが、これは要するに調査対象者数が増加したからですよ。常識的にというか、それはもう本当に想像の世界だから、それで物を言っはいけないのですが、別紙2の回収率の推移で平成16年の73.2%から平成17年の66.0%まで回収率が落ちていきますよね。つまり、対象事業所がこんなに増えて、もう対応しきれないという状況があったのではないかと思うのですが、この間で、例えば、事業所規模別とか地域別などの何か細かな回収率の比較はできるのですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 できません。

○白波瀬部会長 そこまでも分からないということですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 ええ、すみません。恐らく、事業所規模別や地域別回収率などがあれば、資料に出してはいたはずですので、分からなかったということです。

○白波瀬部会長 ただ、平成17年の回収率が66.0%から平成18年に70.0%に上がっていますから、当然、回収率が下がったら、かなり回収率向上の対応を求められたのではないかと。それから、調査対象を拡大したことによって、本当に物理的に訪問できない状況がたくさん見えてきたということではないかと思うのですが、その辺りのヒアリングといいますか、そういう大まかなところも分からないのですか。その辺りは、本当に点検・評価の関係になるので、あまり細かくは入りたくないのですが、分からないということですね。資料等からも、現場等のヒアリングからも分からない。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 少なくとも、平成18年頃には郵送によって調査を実施していたということしか分からないということです。

○白波瀬部会長 それ以上はね。ここで分からないから、どうするかということは。

○嶋崎委員 1点、ほぼ全てのという表現が何か所かあります。それはほぼ全ての都道府県でと考えてよろしいのですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 実際に調査員が事業所を訪問していた都道府県労働局は、わずかに15箇所ありました。他は全く郵送だけという形です。

○白波瀬部会長 分からないと言われたら、これ以上、議論の仕様がないうるか。

○永瀬委員 かなりばらばらに都道府県労働局それぞれが独立して調査を行なっていたということのように聞こえるのですが。調査は、調査実施者がこういう調査をする
と決めて、それに基づいて実施しないと、都道府県労働局ごとにすぐくばらついてしま
います。岩手県の地図を見せてくださって、現実には郵送でないと、とても難しかったとい
うことがあるとすれば、それはきちんと組織的に事前に検討して、どうすると決めて行
うべきものであります。各都道府県労働局がそれぞれのやり方で行うということが、いつか
ら、どうなったかが分からないということに繋がっているのかなと思うのですが、いかが
なんでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 御指摘はごもっともだと思っています。総務省の
指摘にもありましたが、正にガバナンスがきちんと確立していないところがあるところが今般の
事案に至ったものと考えておりますし、それを踏まえて、体制等を見直していくというの
が、今回の調査計画の案になります。

○白波瀬部会長 ですから、厚生労働省から都道府県労働局を経由しないで、直接実施す
る。できるだけ、経由しないということですよ。

○永瀬委員 調査がとても大変というのは、もちろんよく分かります。これだけの調査を
行うことが、いかに大変かということは、本当によく分かるところで、少しでも回収率を
上げるために現場の意見を吸い上げるのだということは分かるのですが、統制が取れてい
なくて、いつどうなったか分からないということだと、調査という体をなしていません。
賃金構造基本統計調査がいかに大変で良いデータかということは、私はすごくそうだと
思っておりますけれども。

○白波瀬部会長 既に4番のところですね。

川口専門委員、何かありますか。

○川口専門委員 4番のところとの関係でもあるのですが、今回の毎月勤労統計調査の話
で恐縮です。私自身が盲点だったなど、認識していなかったということなのですが、個票
があって、プログラムがあれば再現できると思っていたのです。ウェイトが間違ってい
るということが、かなり盲点だったのです。肥後次長が先ほどおっしゃられたように、調
査名簿があれば、後で回収率とか全部計算できるので、かなりメタデータと一般化して表
現されるものの中でも、調査名簿。事業所・企業統計調査なり、経済センサスから抜き出
して調査した事業所がどこだったのかという記録が実を言うと大切で、それがあれば、ウ
ェイトを再計算できるので、全部やり直すことができるということで、調査名簿という
のは特出しして指摘してもいいぐらい重要な情報で、それが大体どれぐらいまで遡ること
ができるのかということが分かれば、次回の部会などで教えていただけるとありがたいと
も思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 調べて回答させていただきます。

○白波瀬部会長 調査名簿となると、なかなか難しいところが多分あると思います。学術
調査でも、名簿は残しておくことにしていますので。申し上げたいのは、無回答率
の話は、別の調査でもずっと議論されているのですけれども、調査方法の基礎なので、調
査データとか何かいろいろ呼び名があるのですけれども、そのデータをきちんと確保して

おくのは手かもしれません。

公表済みの結果について、調査計画との相違による影響は生じていないかというところについて、いかがですか。御意見ありますか。

いいですか。特に御意見はこの辺りまで。

それでは、私から1つ申し上げたいのですけれども、先日出されました総務省における緊急報告あるいは本日の厚生労働省における追加説明においても、その開始時期は特定できないということですし、今後その詳細が明らかになることは期待できないと私自身も考えています。その意味でも、後ほど行われる調査計画の変更審議の中で、今回の変更によって、一層適切な督促、要するに調査体系ですね。それとガバナンス、審査等が行われるかを丁寧に確認していきたいと考えています。

その一方で、本日の部会では、厚生労働省から最新の情報提供がなされましたし、全国一律に郵送調査を導入した訳でもないというような御説明もありました。また、1月の統計委員会では委員から御指摘がありましたように、適切に督促や審査が行われていれば、郵送調査自体が問題という訳ではないということもありました。このような状況の中で、私としましては、後ほどの審議結果も踏まえまして、今回の確認結果を統計委員会にどのような議論があったかを報告したいと思います。本日の説明資料とともに、口頭で説明があった厚生労働省における追加説明についても、資料として整理させていただいて、併せて報告いたします。これまでの統計委員会における要請に応えていきたい。つまり、丁寧な審議の報告、情報共有ということで、御協力をお願いいたします。

最終的には次回の部会で改めて整理させていただきます。想定以上にいろいろ論点があって、すみません、なかなか進まないのですけれども、今のところでは、このような整理というか、現時点での整理ということで、よろしいですか。こういう形で進めさせていただく。何か御要望、御確認とかありますか。

川口専門委員、何かありますか。

○川口専門委員 いや、ありません。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 嶋崎委員、よろしいですか。

○嶋崎委員 はい。

○白波瀬部会長 ということで、もう予定終了時間が来てしまいました。本日、議論が進まなかったのですが、調査実施者に確認・整理していただくこともゼロではなかったように思うのですが、今後、統計委員会に報告いたしますので、もう一度、御回答としても、なかなかこういう書き方は難しいかなということもあるので、検討していただければありがたいと思います。

本日の審議内容につきまして、追加で質問とかお気付きの点がありましたら、短時間で恐縮ですが、来週の火曜日、2日までに事務局までメールにより御連絡いただければ幸いです。

次の審議もかなり盛りだくさんなのですが、限られた時間で検討したいと思いますので、もし質問、あるいはここについてはより深く議論したいというような御意見がありましたら、これも4月2日までに事務局まで御連絡ください。

次の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 すみません。1点だけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

先ほどの最後の論点のところですけども、今、部会長がおっしゃられたように、いつからというのは分からないし、多分、今後もなかなか特定するのは難しいだろうという整理であるとする、平成30年まで調査計画と実態とがずれていたということから来る数値の妥当性については、やはり一定の留保が必要だろうという理解でよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 これにつきましては、どれぐらいずれていて、妥当性があるのかということ、ここで結論を得る程度の根拠も議論も十分にはなされていないというのが私の理解です。ですから、そういう点もあって、妥当性云々というところには至らなかったのですが、これについて、少なくとも、ここで結論付けて統計委員会に報告するということは難しいと私は考えておりますし、それについての十分な議論もここではなされていなかったのが事実ですので、ここで担保という訳にはいきません。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 了解いたしました。

そうしましたら、平成30年調査の結果については、公表の期限が迫っておりますので、御意見を踏まえまして、また、本日の御議論では、かなり透明性ということにつきまして、広く重要な御提案をいただいたと思っております。本来であれば、妥当性に疑問が付くようなものを公表すべきなのかという議論もあろうかと思いますが、多くのユーザーの方が早期の公表を待たれているということもありますので、私どもとしては、そういう注意書きを付けた上で公表したいと思っております。

○白波瀬部会長 そうですね。調査実施者の責任において、現時点での数値を公表していただいて、誠意を持って、できる限りの情報公開と解釈というか説明を付けることをお願いしたいと思います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 了解いたしました。

○白波瀬部会長 今の点について、その形でよろしいですか。

川口専門委員、どうぞ。

○川口専門委員 早く公表していただくのがよろしいのではないかと思います。

○白波瀬部会長 よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から、お願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、4月8日(月)10時から開催いたします。会場につきましては、まだ決まっておりませんので、追って連絡させていただきます。今回は、本日の審議事項で改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残りの論点について審議したいと考えております。

本日の部会でお配りした資料については、次回部会でも審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。また、もしお荷物になるようであれば、そのまま置いていただければ、こちらで保管します。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日の部会の議事概要については、後日、事務局からメールにて照会いたしますので、確認のほど、よろしくお願いいたします。

すみません。私の不手際であまり議論が進まなかったのですが、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございました。

また次回もよろしくお願いいたします。